

大刀洗町告示第34号

平成24年第8回大刀洗町議会臨時会を次のとおり招集する

平成24年10月9日

大刀洗町長 安丸 国勝

1 期 日 平成24年10月19日

2 場 所 大刀洗町議会議場

○開会日に応招した議員

平田 信將

黒木 徳勝

後藤 晴一

平山 賢治

山田 英敏

林 威範

安丸眞一郎

花等 順子

平田 一成

森田 勝典

山内 剛

長野 正明

○応招しなかった議員

平成24年 第8回 大 刀 洗 町 議 会 臨 時 会 会 議 録 (第1日)

平成24年10月19日 (金曜日)

議事日程 (第1号)

平成24年10月19日 午前9時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

(1) 議長の報告

①検査結果の報告

(2) 町長の報告 (あいさつ)

日程第4 議案第43号 大刀洗町葬祭場等施設の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第5 議案第44号 大刀洗町立大刀洗診療所等設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第45号 平成24年度大刀洗町一般会計補正予算 (第4号) について

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

(1) 議長の報告

①検査結果の報告

(2) 町長の報告（あいさつ）

日程第4 議案第43号 大刀洗町葬祭場等施設の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第5 議案第44号 大刀洗町立大刀洗診療所等設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第45号 平成24年度大刀洗町一般会計補正予算（第4号）について

出席議員（12名）

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 平田 信將 | 2番 | 黒木 徳勝 |
| 3番 | 後藤 晴一 | 4番 | 平山 賢治 |
| 5番 | 山田 英敏 | 6番 | 林 威範 |
| 7番 | 安丸眞一郎 | 8番 | 花等 順子 |
| 9番 | 平田 一成 | 10番 | 森田 勝典 |
| 11番 | 山内 剛 | 12番 | 長野 正明 |

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 今村 敏則

説明のため出席した者の職氏名

| | | | | | |
|--------|-------|-------|--------|-------|-------|
| 町長 | …………… | 安丸 国勝 | 副町長 | …………… | 佐藤 嘉洋 |
| 教育長 | …………… | 倉鍵 君明 | 総務課長 | …………… | 棚町 守俊 |
| 税務課長 | …………… | 東 義一 | 健康福祉課長 | …………… | 大浦 克司 |
| 企画財政課長 | …………… | 川原 久明 | 産業課長 | …………… | 矢野 孝一 |
| 建設課長 | …………… | 野瀬 勉 | 学校教育課長 | …………… | 矢野 壽夫 |
| 会計課長 | …………… | 原野 重喜 | 生涯学習課長 | …………… | 福永 康雄 |
| 住民課長 | …………… | 山本 浩 | 総務秘書係長 | …………… | 高良 朝子 |
| 人事法制係長 | …………… | 田中 豊和 | 財政係長 | …………… | 平田 栄一 |

開会 開議午前9時00分

○議長（長野 正明） おはようございます。ただいまから平成24年第8回大刀洗町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（長野 正明） 日程第1、議事録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、5番、山田英敏議員、6番、林威範議員を指名します。

日程第2. 会期の決定について

○議長（長野 正明） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長野 正明） 異議なしと認めます。本臨時会の会期は本日1日限りとすることに決定しました。

日程第3. 諸報告

○議長（長野 正明） 日程第3、諸報告を行います。

監査委員より、平成24年9月分の例月出納検査結果報告書の提出がありました。お手元に写しを配付いたしております。

これで議長報告を終わります。

次に、町長より挨拶をしていただきます。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） おはようございます。議会臨時会の開会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに、平成24年第8回大刀洗町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに御多用中にもかかわらず、御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

ことしの水稻の収穫は、天候に恵まれ、順調に進んでいるようでございます。収量については、九州農政局福岡地域センターが9月28日に公表した水稻の作況指数は99と見込まれております。

早いもので、本年度も7カ月を過ぎようとしておりますが、本年度予定しております本郷小学校大規模改修工事を始め、諸事業、諸施策も計画どおり順調に進捗しているところであり、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力のたまものだと深く感謝申し上げます。今後とも住民福祉の増進に鋭意努力してまいる所存でございます。

さて、10月1日、野田第3次改造内閣が発足し、赤字国債を発行する公債発行特例法案や1票の格差を是正する衆議院選挙制度関連法案、社会保障制度改革を議論する国民会議の早期創設を重要課題に掲げておりますが、野田首相の「近いうちに国民に信を問う」との発言を発端に、衆議院の解散、総選挙の時期が取り沙汰されるなど、中央政界は重要な局面を迎えており、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

日本経済は、デフレ、円高対策、原発再稼働の是非に伴うエネルギー政策、TPP交渉参加問題など、大きな難問が山積しておりますが、住民が安心して暮らせる社会実現のため実効ある対策を進めてほしいと願っているところであります。

さて、本臨時会では、9月議会において、建設予算を御承認いただきました大刀洗町葬祭場について、施設の設置及び管理に関する事項を定める「大刀洗町葬祭場等施設の設置及び管理に関する条例の制定について」を始め、「大刀洗診療所等設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、町の全額出資による会社設立のための出資金を計上した一般会計補正予算など、いずれも重要な案件を提案しておりますので、慎重に御審議をいただき、最後には御承認賜りますようお願い申し上げます。開会に当たっての御挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（長野 正明） 町長の挨拶が終わりました。

これで諸報告を終わります。

日程第4. 議案第43号 大刀洗町葬祭場等施設の設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第4、議案第43号大刀洗町葬祭場等施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

まず、議案の朗読をお願いします。高良係長。

[総務秘書係長朗読]

.....
議案第43号 大刀洗町葬祭場等施設の設置及び管理に関する条例の制定について
.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。川原企画財政課長。

○企画財政課長（川原 久明） おはようございます。企画財政課の川原でございます。

それでは、私のほうから議案第43号大刀洗町葬祭場等施設の設置及び管理に関する条例の制定について、提案理由及び内容の説明を申し上げます。

提案理由といたしましては、先ほど朗読がありましたように、住民の福祉の向上、あるいは、自主財源の確保のために、大刀洗葬祭場を建設するに当たり、地方自治法第244条の2の規定により施設の設置及び管理について条例で定める必要があるため、今回、議案の議決を求めるものでございます。

次の1ページを見ていただきたいと思います。

昨日、全員協議会で詳しく説明をさせていただいておりますので、要点だけ説明させていただきます。

大刀洗町葬祭場等施設の設置及び管理に関する条例、第1条に趣旨を上げております。この条例は、地方自治法の第244条の2の規定により大刀洗町葬祭場等施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるとしております。

第2条設置については、目的を上げております。葬祭場等を営むに当たり、町内において安心、かつ、低廉な料金で施設を利用することにより、住民福祉の向上に寄与するため大刀洗町葬祭場施設を設置するとしております。

3条は、名称及び位置を上げております。

第4条、施設については、そこに上げております4つの施設で構成するとしております。

第5条、指定管理者による管理ということで、この施設については、町長が法人その他団体にあつて町長が指定するものに施設の管理を行わせるとしております。

第6条にその指定の期間として、指定を受けた日の属する月の翌月の1日から当該年度3月31日まで及び翌年度の4月1日から起算して5年間とするとしております。これは例えば、3月から指定をすれば、平成25年から29年までという形になります。期間になります。

2項に、4月1日、指定を受けた日が4月1日の場合は、同じく25年から29年までの5年間となります。

次の2ページをお願いいたします。

第7条ですが、7条には業務の指定管理者が行う業務を掲げております。

葬儀及び祭事に関する業務という業務のほか全部で5つの業務をそこに上げております。

第8条、第8条には葬祭場の利用期間及び休業日ということで、24時間、それから、休業日は設けないということが原則で上げております。

また、3に利用は、時間の短縮及び休業日を設置することができるというふうに3条で規定をしております。

第9条が利用料金です。利用料金については、3ページの右側の下に別表で上げております。

先ほど朗読がありましたように、大葬祭場、これが112席から最大192席ぐらいまでの斎場になりますが、その会場については、指定管理者が利用する場合、町内者、町外者とも36万、指定管理者以外の町外者の場合は39万、それから、小葬祭場、これは30席の家族葬等の会場になりますが、指定管理者が町内者、町外とも23万、指定管理者以外で町外者の場合が25万5,000円と町外者は1割ほど高くなっております。これは、あくまでも施設の貸し館料というか、施設の利用料の上限をこの別表で、この利用料金のところで上限を設けております。この規定の範囲で指定管理者が料金を設定するという形になります。

第10条です。利用料金の収受について規定をしております。

11条については、利用の許可について、利用者が申請をして、指定管理者の許可を受けなければならないとしております。

第12条については、公の秩序、または善良な風俗を害するおそれがある行為、そのほか5項目、葬祭場を利用することに対しての行為の禁止項目を上げております。

3ページです。13条ですが利用の制限について規定をしております。

前条の規定により利用するものが前条の各号にいずれかに該当するおそれがあると認められるときは、利用の許可の取り消し、あるいは許可をしてはならないとしております。

14条が原状回復義務ということで、指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務を全部若しくは一部停止を明じられたときには、管理をしなくなった施設を速やかに原状回復しなければならないとしております。町長の承認を受けたときはこの限りでないというただし書きをつけております。

15条は、損害賠償について、この建物、設備、備品等の破損した場合は、損害賠償をしなければならないとしております。

それから、16条については、この条例のほか、条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるということを規定をしております。

附則については、施行の期日が、平成25年4月1日から施行するという。ただし、次項の規定は、公布の日から施行するというので、2番に準備行為、3番に経過措置ということで上げております。

以上、簡単ですけれども、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長野 正明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。4番、平山議員。

○委員（4番 平山 賢治） おはようございます。4番、平山です。私は本案に反対の立場から討論させていただきます。

9月議会でも述べましたように、私はこの葬儀場建設そのものに不要との立場であります。したがって、関連する条例案、また、予算につきましても賛成しかねるものであります。議員各位の御賛同どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（長野 正明） ほかに討論ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） これで討論を終わります。

これから議案第43号大刀洗町葬祭場等施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立7名]

○議長（長野 正明） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第5 議案第44号 大刀洗町立大刀洗診療所等設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第5、議案第44号大刀洗町立大刀洗診療所等設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

まず、議案の朗読をお願いします。高良係長。

[総務秘書係長朗読]

.....

議案第44号 大刀洗町立大刀洗診療所等設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。山本住民課長。

○住民課長（山本 浩） おはようございます。住民課の山本でございます。

それでは、私のほうから議案第44号大刀洗町立大刀洗診療所等設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由並びに内容について説明を申し上げます。

先ほど朗読がございましたとおり、提案理由についてでございますけれども、診断書等の交付に関する手数料については、規定で定める必要がございますので、今回、この手数料についてが漏れておりましたので、条例の提案をさせていただいたところでございます。

それでは、3枚目のほうの新旧対照表のほうをお開きいただきたいと思います。

先ほど朗読がございましたように、内容については、今回この下のアンダーラインが引いてあるところが改正箇所になります。

まず、表題でございますけれども、「大刀洗診療所等」とうたっていたのを「等」を除きまして「大刀洗診療所」に改めるものでございます。

第1条が設置でございます。これについても、大刀洗診療所（以下「診療所」という。）を「大刀洗町立大刀洗診療所」に改めるものでございます。

第2条についても同様、「診療所」を「大刀洗町立大刀洗診療所」に改めるものでございます。

続いて、第3条でございますけれども、施設について新たに新設をさせていただいております。

第3条、大刀洗診療所（以下「診療所」という。）は、次に掲げる施設で構成するということで、1号に診療施設、第2号に医師宿舎、第3号に車庫、第4号に駐車場、第5号に、その他付帯施設というふうに規定をさせていただいております。

続いて、第4条でございます。1条繰り下げまして、見出しのほうを「診療等」から「業務」に改めて、同じく次の「診療等を行う」を「業務」に改めさせていただいております。

1ページはぐっていただきまして、第4条を第5条に、第5条を第6条に繰り下げます。

続いて、第7条でございます。これにつきましては、第1号の内容を変更させていただいております。第3条が第4条に繰り変わりましたので、「第4条に掲げる業務」というふうに改めさせていただいております。

続きまして、2号につきましても、先ほど3条で規定しました診療施設の構成をうたっておりますので、「診療所等」というのを「診療所」のほうに改めさせていただいております。

続きまして、第8条のほうでございますけれども、これは、7条を8条に1条繰り下げしております。

次の第9条でございますけれども、これは、先ほど3条のほうに規定いたしましたように、構成施設をいたしましたので、「診療所」のほうを「診療施設」のほうに改めさせていただいております。

それから、第2項の同じく2号のところでございますけれども、「診療所」を「診療施設」に改めさせていただいております。

それから、第3号につきましては、法律関係の条文、根拠となる法律規定を根拠を設けさせていただきます。

第4項につきましては、改めて11条のほうで規定をし直しておりますので、これは削っております。

続いて、第10条の手数料関係でございます。

利用者は、診断書及びこれに類する文書等の交付を受ける場合は、手数料を町長に納付しなければならない。

第2項に、手数料の額は、規則で定めるといふふうに規定をいたしております。

続いて、第11条、利用料金等の減免でございます。

町長が特別の理由があると認める者に対しては、利用料金及び手数料を減免することができるというふうに規定をさせていただいております。

あと9条から12条までにつきましては、それぞれ3条ずつ繰り下げまして、第12条、13条、14条、15条となります。

第15条につきましては、「役員若しくは」を「役員、」というふうに改めさせていただいております。

第13条を3条繰り下げた第16条としているところでございます。

なお、この施行につきましては、この条例は、平成25年の4月1日から施行するものでございます。

以上で説明のほう終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。9番、平田一成議員。

○議員（9番 平田 一成） 9番、平田でございます。ちょっとお尋ねいたしますが、万が一、指定管理者の医師が来なかった場合は、廃止ということでございますでしょうか。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） そういうこともあるかもしれませんが、期間中に間に合わせたいと思って今努力をしているところですが、来なかった場合は来るまで何とかして努力したいと思えます。廃止とか、そういうことは考えていません。地元の方たちにも今までどおり続けるということで納得してもらってますので、廃止ということは考えておりません。

○議長（長野 正明） 9番、平田一成議員。

○議員（9番 平田 一成） それを今町長さんが続けていくということですが、それはあくまで今おられる友清先生にお願いをして、指定管理者の医師が来るまでは友清先生でいくということでございますでしょうか。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 友清先生とそういう話はしておりませんので、友清先生はあくまでも来年の3月いっぱいということですので、ですから、公募などをして、何としてでも来てもらえるように努力をするというか、そういうことで準備をしているところです。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はございませんか。
〔なし〕

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。
これから議案第44号大刀洗町立大刀洗診療所等設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。
〔議員11名中起立9名〕

○議長（長野 正明） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第6. 議案第45号 平成24年度大刀洗町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（長野 正明） 日程第6、議案第45号平成24年度大刀洗町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

まず、議案の朗読をお願いします。高良係長。
〔総務秘書係長朗読〕

.....
議案第45号 平成24年度大刀洗町一般会計補正予算（第4号）について
.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。川原企画財政課長。

○企画財政課長（川原 久明） 企画財政課の川原でございます。それでは、私のほうから説明をさせていただきます。

1ページを開いて、1枚を開いていただきたいと思います。

それでは、議案第45号平成24年度大刀洗町一般会計補正予算（第4号）について、提案理由及び内容の説明を申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,967万6,000円とするものでございます。

それでは、内容の説明をさせていただきます。

6ページをお願いいたします。まず、6ページの歳出ですが、4款衛生費の1項保健衛生費、14目大刀洗葬祭場建設事業費でございます。

24節に投資及び出資金として、町の全額出資金の会社の設立出資金として今回900万円補正を計上させていただいております。

続きまして、歳入ですが、18款繰越金1項繰越金1目の繰越金で、前年度繰越金から

900万円を歳入で上げさせていただいております。

詳しくは昨日の全員協議会で説明をさせていただいております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） きのうの全協の中でも質問がありまして、この900万の内訳ということでした。明快な答弁はいただけなかったんですが、必要経費ということで900万が上がっております。多分人件費が主な部分だろうと思うんですけども、そこら辺の内容的なものを、人件費を何月ぐらいまで見てあるのかとかというのがわかれば、お知らせ願いたいと思います。

○議長（長野 正明） 川原企画財政課長。

○企画財政課長（川原 久明） 花等議員の御質問にお答えさせていただきます。

こちらのほうでいろいろシミュレーション——開業に向けてのシミュレーションをしておるところです。1月からの社員の方の基本給とか手当ですね。そういうもの、それから、4月開業予定ですので、4月の、5件程度4月に受けた場合、施行を受けた場合の施行費、そういうものを積み上げて、金額をシミュレーションをしております。それを4月までは施行費用等、歳入は入ってきませんので、そこら辺を歳出の部分で積み上げた部分で900万円ということで今回出資金を計算しておるところです。

以上です。

○議長（長野 正明） 8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 今度この900万が通ったとしまして、その後、その出資金がなくなって、もしもですよ、もしも経営赤字でいいですかね、経営が成り立たないときは、どうなさっていくかっていう質問を以前してたんですけど、それに対して明快な答えをいただいております。もしその赤字の場合は、この新しい会社が資金借入れをするのか、このように今後とも町からの出資をしていくのかっていうところはどうかお考えでしょうか。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） この900万が資本金ですから、これをもとに会社を運営していくということです。足りなくなったから、またこちらの役場のほうにお願いして出すとか、そういうことは考えておりません。資金が不足した場合には、銀行から借入れると。そういうことでこの会社は運営していくつもりです。赤字にならないように努力していきます。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから議案第45号平成24年度大刀洗町一般会計補正予算（第4号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立7名]

○議長（長野 正明） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

○議長（長野 正明） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成24年第8回大刀洗町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前9時45分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成24年10月19日

議 長 長野 正明

署名議員 山田 英敏

署名議員 林 威範

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成24年10月19日

議 長

署名議員

署名議員